

# 静岡文化芸術大学教員の科目担当等に係る審査に関する規則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学の専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「専任教員」という。）の科目担当等に係る審査に関し、必要な事項を定める。

## 第2章 専任教員の科目担当等に関する審査

(科目担当等に関する提案)

第2条 教務部長は、専任教員が現に担当する科目以外の科目を担当する必要があるときは、その理由及び当該専任教員の専門分野等を付して、学長に提案する。

2 学長は、前項の規定により提案があった場合には、その可否について審査を行う。

(審査)

第3条 学長は、前条第2項の審査を効果的かつ効率的に行うため、教員の科目担当等に係る審査委員会（以下「教員科目担当等審査委員会」という。）にその審査を指示する。

2 教員科目担当等審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(可否の決定)

第4条 学長は、教員科目担当等審査委員会の審査の結果を踏まえ、第2条第2項の可否を決定する。

## 第3章 雑則

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、専任教員の科目担当等に係る審査について、必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。